

地域共生社会の推進に係る住民意識調査業務委託仕様書

1 業務の名称

地域共生社会の推進に係る住民意識調査業務

2 業務の目的

第2期広島県地域福祉支援計画の「地域共生社会に対する理解の促進」に基づく取組として実施する、地域共生社会に対する県民の理解促進を図り、具体的な行動につなげるためのモデル事業について、事業効果の検証のため、事業実施前のモデル指定地域における住民意識を測るためのアンケート調査を実施する。

3 実施期間

契約締結日から令和7（2025）年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) モデル地域の住民に対する意識調査の実施

調査名	地域共生社会の推進に係る住民意識調査業務
調査数等	・調査票送付先：2,000件 調査地域ごとに住民基本台帳や選挙人名簿等から対象者を1,000件無作為抽出して送付。 ※依頼文と調査票、返信用封筒のセットを同封し、対象者に郵送する。 対象者は、添付の調査票もしくは依頼文に記載の二次元バーコードによりWEBブラウザ上の専用フォームから回答する。
調査地域	次の地域を調査地域とする。 ●福山市西学区 ・佐波町 ・三之丸町 ・長者町 ・神島町 ・西桜町一丁目1番、3番1号～2号、・20号～25号、4番～、二丁目西町一丁目～三丁目 ・東桜町 ・本庄町中二丁目 ・丸之内一丁目、二丁目1番、9番1号～7号・18号～22号、10番、11番17号～28号、12番 ・南本庄一丁目～五丁目 ●福山市常金丸学区 ・新市町大字藤尾・大字金丸・大字常 ※目標回収数：各400件以上（回答率：各40.0%以上）
調査期間	令和6年12月中旬～令和7年1月中旬 (配布後1か月程度の回答期限を設定して実施)

設問数・調査内容	<p>17 問程度（別紙調査票参照）</p> <p>ただし、発注者及び受託者間での協議の上、設問内容及び回答選択肢の一部を変更する場合がある。</p> <p>【調査項目】（設問数）</p> <p>① 基本情報（4問）</p> <p>② 地域住民同士の助け合いに関する認識（1問）</p> <p>③ 「地域のつながり」に対する意識と行動（2問）</p> <p>④ 様々な福祉的課題とその特徴の理解（4問）</p> <p>⑤ 困りごとを抱える人を発見したときの対応（2問）</p> <p>⑥ 各種相談支援機関・地域団体の認知やつながりの有無（2問）</p> <p>⑦ 困りごとがある場合に相談することへのためらいの意識の有無（2問）</p>
調査票等の規格	<p>調査に係る調査票等の規格については次のとおりとし、すべて受託者において作成すること。</p> <p>なお、①については県が原稿案を作成し、受託者との校正のうえ最終的な原稿とする。</p> <p>① 発送物の規格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査協力依頼文：A 4 片面、モノクロ ・ 調査票：A 4 両面、モノクロ <p>② 封筒の規格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 封入用、返信用封筒：定型（長 3） <p>③ WEB ブラウザ用回答フォーム</p> <p>任意のソフト・アプリケーションで作成することとし、特段の指定は設けないが、回答の一時保存が可能なフォームを使用するなど、対象者が回答しやすいよう十分配慮した画面構成のものを作成すること。</p>

（2） 特記事項

- ① 対象者の抽出に当たっては、年齢・性別に大幅な偏りが生じないように留意すること。
- ② 調査期間中に集計数が最低回答数を超過している場合であっても、可能な限り回答率を高めるよう、未回答の対象者に対し、1 回程度督促の文書を追加で発出すること。
- ③ 最低回答数に満たない場合は、①の督促文書とは別に対象者に回答を促し、最低回答数の確保に努めること。
- ④ 回答データ集計にあたっては、委託者の求めに応じ、随時、クロス集計及び図表、グラフの作成を行うこと。
 なお、図表やグラフの作成の際は、分析コメントやスライドを含めて作成すること。
- ⑤ 調査開始後、2 月上旬から中旬を目途に集計したローデータ及び分析コメントやスライド等を速報値として県に提出すること。
- ⑥ 成果物については、モノクロ印刷時に判例が区別できるように工夫すること。

（3） 成果物の納品

- ① 成果物
 - ア 調査結果報告書
 - イ 調査回答フォーム画面
 - ウ 回答ローデータ（Excel、パワーポイント等）
 - エ 回答集計表（Excel、パワーポイント等）
 - オ 回答済みの調査票（紙）
 - カ その他本業務に関する資料及びデータ

- ② 納入期限
令和7年3月31日（予定）
- ③ 納品場所
広島県健康福祉局地域共生社会推進課（広島県庁本館6階）

- (4) その他
本業務を実施するに当たって実施体制を着実に構築すること。

5 成果物の帰属及び機密の保持

- (1) 成果物の帰属
本委託業務による成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条規定に定められた権利を含む）は、県に帰属する。ただし、受託者が従前から有する著作物あるいは第三者の著作物の利用については、事前に県と協議すること。
- (2) 成果物の利用
県は、本業務の成果物を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果物の使用を許諾できるものとする。